

徳島県規則第六十二号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の徳島県卸売市場審議会委員の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。